

「共働き・共育て」応援 嘉勵金



① 男性の育休取得促進

【支給要件】通算28日以上の育休を取得した場合

【支給金額】

20万円

※1回限り

② 代替人員確保

【支給要件】男性育休取得者の代替人員を新たに確保し、業務に従事させた場合

【支給金額】上限

20万円

/月あたり

③ 同僚への応援手当

【支給要件】男性育休取得者の業務を代替する従業員に手当を支給した場合

【支給金額】上限

10万円

/月あたり

④ 仕事と不妊治療の両立支援

【支給要件】不妊治療に係る休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した場合

【支給金額】

5万円

※1回限り

※①～④の組み合わせにより、最大支給額は「50万円/年」

対象事業主…下記全てに該当する事業主

- 県内に事業所を有する中小企業等
- 県の「はぐくみ支援企業」として認証されていること
- 県が主催する「企業向けセミナー」を受講すること

※はぐくみ支援企業認証に向け、専門アドバイザーによる伴走支援を実施
※男性育休制度の運用や職場風土づくりのための企業向けセミナーを開催